

特定教育・保育施設等の 運営について

青森市福祉部子育て支援課

令和6年度特定教育・保育施設等
及び特定子ども・子育て支援施設等運営説明会

特定教育・保育及び特定地域型保育の提供や給付費等の請求に当たり、特に注意いただきたい事項をお知らせします。

1 施設型給付費等について

(1) 令和7年度の公定価格

現時点で国が示している項目です。
詳細については内容が明らかになり次第改めてお知らせします。

① 1歳児の職員配置に係る「1歳児配置改善加算」の新設

○ 1歳児の職員配置を5対1に改善する「1歳児配置改善加算」が措置される予定。

令和7年度予算案等における対応

国資料抜粋

- 1歳児の職員配置の改善を進めるため、公定価格上の加算措置として、新たに「1歳児配置改善加算」を措置する【令和7年度予算案109億円】
- 具体的には、人材確保や保育の質の向上の観点も踏まえ、職場環境改善を進めている施設・事業所において、1歳児の職員配置を5：1以上に改善した場合に、加算する（令和7年4月～）
※6：1の配置に要する経費と、5：1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算

【対象】以下の全てを満たす事業所（配置基準が既に5：1以上である小規模C・家庭的保育・居宅訪問型保育を除く）

- (1) 処遇改善等加算ⅠⅡⅢの全てを取得している
- (2) 業務においてICTの活用を進めている（※①登降園管理、②計画・記録、③保護者連絡、④キャッシュレス決済のうち、①及びもう1機能以上の機器を導入し活用している）
- (3) 施設・事業所の職員の平均経歴年数が10年以上

48

② 保育士等の処遇改善

令和6年度の公定価格については、令和6年度人事院勧告を踏まえた国家公務員給与改定に準じ、人件費単価を+10.7%程度改定し、令和6年4月に遡って適用。

⇒ 令和7年4月以降についても、令和6年度人事院勧告を踏まえた公定価格が適用となる予定。

1

施設型給付費等についてです。

令和7年度の公定価格について、現時点で国が示している項目をご説明します。
詳細については内容が明らかになり次第改めてお知らせします。

1点目として、1歳児について、こどもと保育士等の比率を6対1から5対1に改善するための「1歳児配置改善加算」が措置される予定です。

具体的には、人材確保や保育の質の向上の観点も踏まえ、職場環境改善を進めている施設・事業所において、1歳児の職員配置を5：1以上に改善した場合に、加算される予定です。

2点目として、保育士等の処遇改善です。令和6年度の公定価格については、令和6年度人事院勧告を踏まえた国家公務員給与改定に準じ、人件費単価を+10.7%程度改定し、令和7年4月以降についても、令和6年度人事院勧告を踏まえた公定価格が適用となる予定です。

1 施設型給付費等について（つづき）

（1）令和7年度の公定価格

現時点で国が示している項目です。
詳細については内容が明らかになり次第改めてお知らせします。

③公定価格における定員区分の細分化

○定員60人以下の幼稚園・保育所・認定こども園に係る定員区分が細分化される予定。

こども家庭庁

公定価格における定員区分の細分化

国資料抜粋

○ 施設の運営に要する費用には、施設の規模に応じて変動する経費（例：保育士の人件費等）と変動しない固定的な経費（例：施設長の人件費等）があり、定員規模によって費用の構造が異なることから、公定価格では、利用定員10人単位を基本として定員区分を設け、それぞれについて子ども1人当たりで単価を定めている。

○ 具体的な各定員区分における単価の算定については、各定員区分の上限（例：51人～60人の定員区分では定員60人）の定員数を基に、子ども1人単価に置き直して算定していることから、利用子どもの数の増減による影響を受けやすい比較的小規模な定員規模の施設について、定員区分と利用子ども数との乖離を縮小させるため、定員60人以下の幼稚園・保育所・認定こども園に係る定員区分の細分化を行う。

定員区分の細分化（案）

○保育所

区分 (見直し前)	分割	区分 (見直し後)
20人		20人
21人～30人	→	21人～25人
	→	26人～30人
31人～40人	→	31人～35人
	→	36人～40人
41人～50人	→	41人～45人
	→	46人～50人
51人～60人	→	51人～55人
	→	56人～60人

※幼稚園、認定こども園についても同様の細分化を行う。

2

施設型給付費等についてです。

3点目として、公定価格上の定員区分について、定員60人以下の幼稚園・保育所・認定こども園に係る定員区分が細分化される予定です。

1 施設型給付費等について（つづき）

(1) 令和7年度の公定価格

現時点で国が示している項目です。
詳細については内容が明らかになり次第改めてお知らせします。

④定員超過減算の期間の5年から「2年」への見直し

○2・3号の定員超過減算について、期間が2年に見直される予定。

こども家庭庁 公定価格における定員超過減算の見直し	国資料抜粋
<p>○ 定員超過減算については、平成28年の「待機児童解消に向けて緊急に対応する政策について」を踏まえ、利用定員を超えている施設が一定期間継続する場合の減額調整の要件を、</p> <p>① 直前の連続する5年間（幼稚園及び認定こども園（1号認定）にあたっては2年間）常に利用定員を超え、かつ、</p> <p>② 各年度の年間平均在所率が120%以上であること</p> <p>としていたところ、待機児童数がピークであった平成29年から7年連続で減少し、令和6年の待機児童数は平成29年の10分の1以下となっている状況を踏まえ、①の5年間の期間を、令和7年度より2年間とする。</p> <p>※ ただし、過去3年間に待機児童がいた地方公共団体は1年間を経過措置期間とし、令和8年度から実施する。</p>	
<p>待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について（平成28年3月28日厚生労働省）</p> <p>II 規制の弾力化・人材確保等</p> <p>6. 定員超過入園の柔軟な実施</p> <p>○ 2年連続して定員を120%超えて入園させた場合に3年目に公定価格が減額される取扱いについては、待機児童の現状に鑑み、その原簿延長を行い、柔軟な実施を図す。</p>	
<p>留意事項通知記載（家）</p> <p>V 原簿調整部分</p> <p>1. 定員を恒定的に超過する場合（●）</p> <p>(1) 調整の適用を受ける施設の要件</p> <p>直前の連続する2年度間常に保育認定子どもに係る利用定員を超えており（注1）、かつ、各年度の年間平均在所率（注2）が120%以上の状態にある施設に適用する（注3）。</p> <p>なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。</p> <p>（中略）</p> <p>（注3） 令和4年4月1日、令和5年4月1日、令和6年4月1日のいずれかの時点において待機児童がいた地方自治体に所在する施設（事業所）は令和7年度に限り従前の規定のとおりとする。</p>	
<p>対象施設</p> <p>保育所、認定こども園（保育認定2・3号）、小規模保育事業A型・B型・C型、事業所内保育事業</p> <p>※ 幼稚園、認定こども園（教育標準時間認定1号）については、現行「直前の連続する2年度間常に利用定員を超えて」いることが要件となっている。</p>	

3

4点目として、定員超過減算の期間が5年から「2年」に見直される予定です。現行では、2・3号の定員超過減算の対象施設は、直前の連続する5年度間常に利用定員を超えている施設ですが、これが2年度間に見直される予定です。
2年度間常に定員を超過している施設は、公定価格が減算されます。

1 施設型給付費等について（つづき）

（1）令和7年度の公定価格

現時点で国が示している項目です。
詳細については内容が明らかになり次第改めてお知らせします。

⑤主幹教諭等専任加算・主任保育士専任加算等の要件の見直し

○加算の要件として、**災害時における地域支援の取組**が追加される予定。

国資料抜粋

災害時における主幹教諭等専任加算・主任保育士専任加算等の要件の見直し

概要

- エssenシャルワーカーが自ら被災しながら人命救助・災害復旧等に当たるためには、そのこどもの教育・保育の確保が重要である。
- 災害等発災直後に出勤する必要のある保護者が子どもたちを預けられるよう、主幹教諭や主任保育士等の経験を有する保育士が地域で災害時等にこどもの支援にあたることができるよう、主幹教諭等専任加算や主任保育士専任加算等において評価を行う。

取組内容

- 災害等により、施設等が閉鎖できなかつたり、教諭や保育士が被災して、教育・保育の提供ができない場合に、以下の取組を実施することを念頭に置いた体制整備及び周知・啓発を行う。
【災害等が発生した場合の取組】
 - 教育・保育を必要とするエssenシャルワーカーである保護者等への連絡
 - 被災状況の把握
 - エssenシャルワーカーである保護者等の勤務状況に応じたこどもの預かりに関するニーズの把握や相談支援の実施
（避難場所等に避難している場合には、避難所へ出向いて上記の対応を実施すること等を想定）
 - 代替保育先や預かり先の確保に向けた行政や関係機関との連携
- ※ 災害等の発生時上記取組に対応できるよう、具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアル等の整備並びに月1回程度の研修・訓練の実施等を行った場合に加算する。

→ 発災直後に出勤する必要のある保護者（医療・福祉関係者、警察、自衛隊、消防、自治体職員等）のこどもの預かりが可能となり、幼稚園や保育所等が、地域の拠点として被災時の支援に貢献。

改正案

- 現行の主幹教諭等専任加算及び主任保育士専任加算の複数実施要件に、新たに以下の要件（下線部分）を追加する。（留意事項通知の改正）
（※ 主任保育士専任加算の場合）
- Ⅰ 延長保育事業 Ⅱ 一時預かり事業（一般型） Ⅲ 病児保育事業 Ⅳ 乳児が1人以上利用している施設 Ⅴ 障害児（発達障害児を含む。）が1人以上利用している施設

災害時における施設整備の取組

一、災害等により保育を確保できない場合において、保育を必要とするエssenシャルワーカーである保護者等への連絡、被災状況の把握、こどもの預かりに関する経験等及び代替保育先や預かり先の確保に向けた行政や関係機関との連携を図るための必要となる施設等に関する具体的な取組及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアル等の整備並びに研修・訓練の実施等を行うこと

4

103

5点目として、主幹教諭等専任加算・主任保育士専任加算等の要件の追加です。
加算の要件となる、施設が複数実施する事業等の一つとして、**災害時における地域支援の取組**が追加される予定です。

1 施設型給付費等について（つづき）

（1）令和7年度の公定価格

現時点で国が示している項目です。
詳細については内容が明らかになり次第改めてお知らせします。

⑥ 処遇改善等加算について

⑥-1 処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件について

令和7年度の研修修了要件は、下記のとおりです。

- 人数A 副主任保育士等 3分野以上 又は 45時間以上
- 人数B 職務分野別リーダー等 1分野以上 又は 15時間以上

施設類型	対象研修	副主任保育士等	職務分野別リーダー等
保育所	○保育士等キャリアアップ研修※ ○園内研修（実施前に県への申請が必要） ○旧免許状更新講習（事前に市を通して県への申請が必要）	○令和7年度 3分野以上 ○令和8年度 4分野以上 ※副主任保育士はマネジメント研修必須	○令和6年度以降 1分野以上 ※担当する職務分野の研修
地域型保育事業所			
幼稚園	○県、市町村又は大学等が実施した研修 ○県が認定した団体による研修 ○保育士等キャリアアップ研修※ ○園内研修 ○旧免許状更新講習	○令和7年度 45時間以上 ○令和8年度 60時間以上 ※中核リーダーは 15時間以上のマネジメント研修必須	○令和6年度以降 15時間以上 ※担当する職務分野の研修
認定こども園			
<small>※保育士等キャリアアップ研修のうち保育実践研修（令和2年度以降に受講したもの）は研修に含めることはできません。 ※保育士等キャリアアップ研修のうちマネジメント研修は人数Bの研修に含めることはできません。 また、令和2年度以降に受講したものは、保育所・地域型保育事業所の専門リーダーの研修に含めることはできません。 令和4年度以降に受講したものは、幼稚園・認定こども園の専門リーダーの研修に含めることはできません。</small>			

6点目として、処遇改善等加算についてです。

令和7年度の処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件については、人数A副主任保育士等は3分野以上又は45時間以上、人数B職務分野別リーダー等は1分野以上又は15時間以上となります。

対象研修は記載のとおりですのでご確認ください。

1 施設型給付費等について（つづき）

（1）令和7年度の公定価格

現時点で国が示している項目です。
詳細については内容が明らかになり次第改めてお知らせします。

⑥ 処遇改善等加算について

⑥-2 処遇改善等加算の一本化について

令和7年度から処遇改善等加算が一本化される見込みです。

国資料抜粋

処遇改善等加算の一本化について(案)

○ 処遇改善等加算（名称）として一本化し、「区分1（基礎分）」、「区分2（賃金改善分）」、「区分3（質の向上分）」の各区分を設ける。

○ 処遇改善等加算1（賃金改善要件分）及び処遇改善等加算Ⅱは賃金改善という観点から区分2（賃金改善分）として統合し、処遇改善等加算Ⅱは区分3（質の向上分）として区分。

○ キャリアパス要件については、職場環境の改善という観点から、1年間の経過措置を設けた上で、区分1（基礎分）の要件とする。

【現行】	【見直し後】
処遇改善等加算Ⅱ	区分③ 職員の技能・経験の向上に応じた追加的な賃金の改善【質の向上分】
処遇改善等加算Ⅲ	区分② 職員の賃金改善【賃金改善分】
処遇改善等加算Ⅰ （賃金改善要件分）	区分① 経験に応じた昇給の仕組みの整備や職場環境の改善【基礎分】
処遇改善等加算Ⅰ （基礎分） （キャリアパス要件）	

キャリアアップの仕組みによる質の向上

教育・保育人材の確保

4

< 処遇Ⅱに係る留意事項 >

- 一本化し、下記区分を設ける予定
 - 区分① 基礎分（R6までの処遇Ⅰ基礎分）
 - 区分② 賃金改善分（≠ 処遇Ⅰ・処遇Ⅲ）
 - 区分③ 質の向上分（≠ 処遇Ⅱ）
- 処遇Ⅱの研修受講要件
施設全体として、加算額の算定人数分（人数A、人数B）の研修修了者がいることを要件とする

→引き続き計画的な研修受講が必要

6

処遇改善等加算の一本化についてです。

令和7年度から処遇改善等加算が一本化される見込みです。

詳細については内容が明らかになり次第改めてお知らせしますが、処遇Ⅱに係る留意事項を1点お伝えします。

処遇Ⅱは、一本化後、区分③質の向上分とされる予定で、研修受講要件については、施設全体として、加算額の算定人数分（人数A、人数B）の研修修了者がいることが要件となる見込みです。

引き続き、計画的な研修受講をお願いします。

次のページから処遇改善等加算の一本化に係る国資料を転記しますのでご確認ください。

1 施設型給付費等について（つづき）

（1）令和7年度の公定価格（⑥-2 処遇改善等加算の一本化について）

現時点で国が示している項目です。
詳細については内容が明らかになり次第改めてお知らせします。

国資料抜粋

配分対象者・配分方法、賃金改善の方法について(案)

- 処遇改善等加算Ⅱの配分対象者は、
 - ①副主任保育士、職務分野別リーダー等の職位の発令等を受けていること
 - ②経験年数や研修の修了
 を要件としているが、施設全体としての質の向上を評価する観点から、要件を満たす職員数が実際にいることを要件に、加算の配分について一定の施設の裁量を認めることとし柔軟化する。
 - 年度内に研修修了を予定している者で、副主任保育士、専門リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けていることを要件に配分対象として認めるなどの柔軟化を図る。
- 新加算の「賃金改善分」と「質の向上分」の合計額については、1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善することとする。（賃金改善方法の統一）
 - 現行では、処遇改善等加算Ⅰは基本給、手当、賞与又は一時金等により改善、処遇改善等加算Ⅱは基本給又は決まって毎月支払われる手当により改善、処遇改善等加算Ⅲは2/3以上は基本給・決まって毎月支払われる手当により改善と、加算毎に賃金改善ルールが異なる。

	現行	見直し後
配分対象者・配分方法（加算Ⅱ）	<ul style="list-style-type: none"> ・①副主任保育士、職務分野別リーダー等の職位の発令等を受けていること②経験年数や研修の修了を要件 ・4万円を支給する副主任保育士等が一人以上いることが要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・要件を満たす職員数が実際にいることを要件として、年度内に研修修了を予定している者であって、副主任保育士、専門リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けていることを要件に配分対象として認めるなどの柔軟化を図る。 ・当該要件を撤廃し、一人4万円を超えない範囲で施設の判断により柔軟な配分を可能。
賃金改善（加算Ⅰ～Ⅲ）	<ul style="list-style-type: none"> ・加算Ⅰ（賃金改善分）→基本給、手当、賞与又は一時金等により改善 ・加算Ⅱ→基本給又は決まって毎月支払われる手当により改善 ・加算Ⅲ→2/3以上は基本給・決まって毎月支払われる手当により改善 	<ul style="list-style-type: none"> 「賃金改善分」と「質の向上分」の合計額については、1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善する（賃金改善の方法を統一）。

7

配分対象者・配分方法、賃金改善の方法についての国資料です。

1 施設型給付費等について（つづき）

（1）令和7年度の公定価格（⑥-2 処遇改善等加算の一本化について）

現時点で国が示している項目です。
詳細については内容が明らかになり次第改めてお知らせします。

国資料抜粋

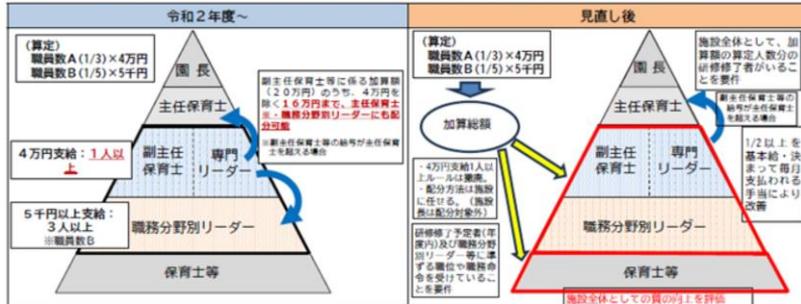
処遇改善等加算Ⅱの対象、要件、配分方法の見直し(案)

処遇改善等加算Ⅱについては、賃金改善を行う職員を一定数確保することを求めているが、各施設・事業所における人員配置や賃金体系に応じた柔軟な対応を可能とするため、また、施設全体としての教育・保育の質の向上の観点から、保育士等の技能・経験に応じた処遇改善等加算Ⅱの対象、要件、配分方法について、以下の考え方で整理してはどうか。

見直し(案)

- 施設全体として加算額の算定人数分（職員数A、職員数B）の研修修了者がいることを要件とする。
- 加算額の配分対象者について、年度内に研修修了を予定している者であって、副主任保育士、中核リーダー、職務分野別リーダー、若手リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けていることを要件に配分対象として認めるなどの柔軟化を図る。
- 配分方法については従来のルール（4万円支給を1人以上）を撤廃し、施設の判断により柔軟な配分を可能とする。（ただし、加算額は一人あたり4万円を超えないこととする。）
- 加算額の1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善

※ 加算額の算定方法は従来と同様。全額賃金改善に充てる要件も従来と同様。
<定員90人（職員17人※）の保育所の場合のイメージ> ※園長1人、主任保育士1人、一般職員15人（保育士12人、調理員等3人）
4万円の算定対象人数(職員数A)：5人（一般職員数の1/3）、5千円の算定対象人数(職員数B)：3人（一般職員数の1/5）



処遇改善等加算Ⅱの対象、要件、配分方法の見直し(案)についての国資料です。

1 施設型給付費等について（つづき）

（1）令和7年度の公定価格（⑥-2 処遇改善等加算の一本化について）

現時点で国が示している項目です。
詳細については内容が明らかになり次第改めてお知らせします。

処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化に係る検討（賃金改善の確認方法）（案）

国資料抜粋

見直しの考え方			
（現行の保育分野の確認方法）			
○ 賃金改善の確認方法については、前年度から引き続き処遇改善等加算の適用がある場合（新規事由無し※1）は、「支払賃金の総額」が「起点賃金水準」を下回っていないこと、新たに処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲを取得した場合（新規事由有り※1）は、「支払賃金の総額」から「起点賃金水準※2」を差し引いた額（賃金改善額）が加算額以上となっているか、加算ごとに確認している。			
※1 新規事由有りは、新たな加算適用や制度改正による加算率の引上げ等がある場合をいう。新規事由無しは、新規事由有り該当しない場合をいう。 ※2 基準年度（主に前年度）の賃金水準に加算当年度の人員費改定相当分（主に人動）を加えた額			
（介護分野の取扱いを踏まえた確認方法への見直し）			
○ 介護分野においては、賃金改善の確認に当たっては、①加算額以上の賃金改善となっていること、②加算以外の部分で賃金水準を下げていないことについて、まとめて確認を行っており、加算額の増減の影響や施設独自の改善額を除いた形で確認を行っている。			
○ 現行の保育分野と介護分野の確認方法と比較した場合の主な相違点と対応方針は以下のとおり。			
	保育分野（現行）	介護分野	対応方針
①賃金改善の確認方法	支払賃金が起点賃金水準を下回っていないこと、新たに加算を取得した場合は加算額が賃金改善に充てられていることを確認	①加算額以上の賃金改善となっていること。 ②加算以外の部分で賃金水準を下げていないことの確認を行う	介護分野と同様に見直し
②基準年度の賃金水準（総額）の考え方	加算当年度の職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が同等の条件の下で、基準年度に適用されていた算定方法に基づく賃金水準	加算当年度の全ての職員の前年度の賃金の総額（実績）	介護分野と同様に見直し
③定期昇給額の特定	加算Ⅰの基礎分（定期昇給分）で対応し賃金改善額に含めていないため、特定していない。	賃金改善額に含めているため、特定していない。	賃金改善額に含めず、金額の特定を行う。
④施設独自の改善額	-	初めて処遇改善加算を取得した年度以降で、加算等の加算額を超えて実施した賃金改善額を前年度の賃金水準から除く。	介護と同様に見直し
※加算当年度の人員費改定相当分（主に人動）や前年度の加算額の支出は従前どおり確認を行う。			

9

処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化に係る検討（賃金改善の確認方法）（案）についての国資料です。

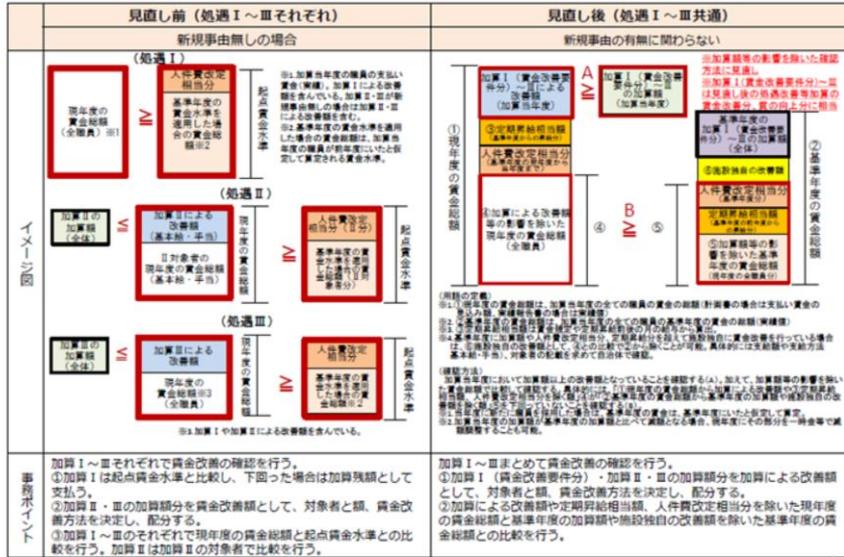
1 施設型給付費等について（つづき）

(1) 令和7年度の公定価格（⑥-2 処遇改善等加算の一本化について）

現時点で国が示している項目です。
詳細については内容が明らかになり次第改めてお知らせします。

賃金改善の確認方法の統一化のイメージ（案）

国資料抜粋



賃金改善の確認方法の統一化のイメージ(案)についての国資料です。

1 施設型給付費等について（つづき）

（2）施設型給付費等の請求書における注意点について

特に下記のような誤りが見られますので、毎月の請求書作成の際はご注意ください。お願いします。

- ・ 「施設及び職員の状況」の保育室等の実面積が届出の内容と異なる
- ・ 「職員調書」の資格が誤っている / 担当業務に記載の内容が「クラス編成表」の内容と異なっている
- ・ 「クラス編成表」の担任等に、産休・育休等により不在となっている職員が記載されている
- ・ 「請求書」の「調整額」に、前月の調整額等が残ったままとなっている

施設型給付費等の請求書における注意点についてお知らせします。特に資料に記載の誤りが見られますので、毎月の請求書作成の際はご注意ください。

2 職員配置について

(1) 年齢別職員配置基準について

【年齢別配置基準】

児童の年齢	年例別配置基準	経過措置適用あり*	備考
0歳児	3人につき1人	3人につき1人	
1～2歳児	6人につき1人	6人につき1人	
3歳児	15人につき1人	20人につき1人	令和6年度条例改正
4～5歳児	25人につき1人	30人につき1人	令和6年度条例改正

※年齢別配置基準に従って教育・保育従事者を配置した場合、教育及び保育の提供に支障があると認められるとき

【類型別基準】

施設類型	その他職員配置に係る基準
保育所	常時2人以上
小規模保育事業A型	年齢別配置基準に1を加える
保育所型認定こども園 幼稚園型認定こども園	常時2人以上
幼保連携型認定こども園	常時2人以上 園長が専任でない場合は年齢別配置基準に1を加える

12

職員配置について説明します。

年齢別職員配置基準については、子どもの年齢・人数に応じて教育・保育従事者の配置を求めるものです。

令和6年度に法改正に伴う条例改正があり、3歳児は15人につき1人、4～5歳児は25人につき1人となりました。

年齢別配置基準に従って教育・保育従事者を配置した場合、教育及び保育の提供に支障があると認められるときは、経過措置として従来どおり3歳児は20人につき1人、4～5歳児は30人につき1人の配置も認められますが、極力改正後の基準を満たすようにしてください。

また、施設類型によって、年齢別配置基準に加えて満たすことを求められる基準もありますのでご注意ください。

2 職員配置について（つづき）

（2）地域子ども・子育て支援事業、医療的ケア児保育支援事業、障がい児保育事業、ふれあい保育事業

一時預かり事業（一般型、幼稚園型）、病児一時保育事業、地域子育て支援拠点事業、医療的ケア児保育支援事業、障がい児保育事業及びふれあい保育事業を実施する施設又は事業所においては、**各事業において配置が必要となる職員数を適切に配置**してください。

事業名	対象施設・事業	対象児童	職員資格	配置数
一時預かり事業				
一般型	保育所 認定こども園 小規模保育事業 事業所内保育事業	主として保育所、幼稚園、認定こども園等に 通っていない又は在籍していない乳幼児	保育士 保育教諭	年齢別配置基準 (下限2人。ただし、 保育所等との一体 的实施の場合1人)
幼稚園型Ⅰ	認定こども園 幼稚園	幼稚園又は認定こども園に在籍する原則1号認 定の子ども	保育士 幼稚園教諭 保育教諭	年齢別配置基準 (下限2人。ただし、 幼稚園等との一体 的实施の場合1人)
病児一時保育事業	市が委託する 市内4か所	小学校3年生以下の児童	保育士 看護師等	保育士：利用児童3 人につき1人以上 看護師等：利用児童 10人につき1人以上
地域子育て支援拠 点事業	市が委託する 市内6か所	主として概ね3歳未満の児童及び保護者	子育ての知識と 経験を有する専 任の者	2人以上

13

一時預かり事業（一般型、幼稚園型）、病児一時保育事業、地域子育て支援拠点事業、医療的ケア児保育支援事業、障がい児保育事業及びふれあい保育事業を実施する施設又は事業所は、各事業において配置が必要となる職員数を適切に配置してください。

なお、一時預かり事業、病児保育事業を開始する場合、市の補助事業・委託事業ではなく、自主事業であっても、事業開始届が必要となります。

2 職員配置について（つづき）

（2）地域子ども・子育て支援事業、医療的ケア児保育支援事業、障がい児保育事業、ふれあい保育事業

事業名	対象施設・事業	対象児童	職員資格	職員配置数
医療的ケア児保育支援事業	保育所 認定こども園 小規模保育事業 事業所内保育事業	集団保育が可能な2・3号認定子どもに該当する医療的ケア児	看護師等 認定特定行為業務従事者である 保育士又は保育教諭	概ね対象児童2人に つき1人*
障がい児保育事業		保育所、小規模又は事業所内保育事業 ：2・3号認定子ども 幼保連携型、保育所型認定こども園 ：1～3号認定子ども 幼稚園型認定こども園 ：3号認定子ども	保育士 幼稚園教諭 保育教諭	概ね対象児童2人に つき1人*
ふれあい保育事業		障がい児保育：特別児童扶養手当の支給対象児 ふれあい保育：障害者手帳の交付を受けた児童 など	保育士 幼稚園教諭 保育教諭	概ね対象児童3人に つき1人*

※上記のうち複数の事業を実施する場合の職員配置数
それぞれの事業に必要な職員（みなし保育士でない看護師等を除く）の数を合算し、1人未満の端数を切上げ

特別保育事業を実施する場合、これまで、各施設から「青森市特別保育事業申請書」を提出いただき、市が承認した場合に実施できることとしておりましたが、令和7年度より事業申請・事業承認の運用を廃止いたします。

これに伴い、例年2月に依頼しておりました事業申請書の提出は行わないこととします。

従来の添付書類の取扱につきましては、15ページ、16ページをご確認ください。

また、医療的ケア児保育支援事業、障がい児保育事業、ふれあい保育事業の事業を実施する場合は、

保護者へ事業の趣旨を十分に説明し、了解を得たうえで実施してください。

2 職員配置について（つづき）

（2）地域子ども・子育て支援事業、医療的ケア児保育支援事業、障がい児保育事業、ふれあい保育事業

事業名	事業申請時添付書類（従来）	今後の対応
1 医療的ケア児保育支援事業	対象児童の「医療的ケア実施指示書、主治医意見書」の写し	従来と同様、 4月～実施の場合は3月末まで、5月以降実施の場合は随時、確認書類を提出。
2 障がい児保育事業	対象児童の「特別児童扶養手当証書」もしくは「特別児童扶養手当認定通知書」の写し	
3 障がい児保育円滑化事業	（添付書類なし）	
4 ふれあい保育事業	対象児童にかかる次のいずれかの書類の写し <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・療育手帳（愛護手帳） ・精神障害者保健福祉手帳 ・児童発達支援センター及び児童発達支援施設へ通園するための通所受給者証 （児童相談所の長に事業の対象になると判定された場合等も、ふれあい保育事業の対象児童となります。） <ul style="list-style-type: none"> ・診察（初診）情報連絡票 ・診断書（下記のすべての条件を満たすもの） <ul style="list-style-type: none"> ○医師名及び診断年月日の記載があるもの。 ○診断年月日から2年以内であるもの ○療育や個別（特別）の支援が必要であることが記載されているもの ※上記以外の書類の場合は、個別にご相談ください。	

15

医療的ケア児保育支援事業、障がい児保育事業、ふれあい保育事業の確認書類については、

従来と同様、4月から実施の場合は3月末まで、5月以降実施の場合は随時提出してください。

2 職員配置について（つづき）

（２）地域子ども・子育て支援事業、医療的ケア児保育支援事業、障がい児保育事業、ふれあい保育事業

事業名	事業申請時添付書類（従来）	今後の対応
5 延長保育促進事業	運営規程（施設の開所・閉所時間、短時間・標準時間の延長保育の実施時間が確認できる部分）	4月分実績報告時提出
	11時間を越える延長時間部分の勤務担当がわかる書類（ローテーション、当番表等）※後日提出可	提出不要
6 一時預かり事業	一時預かり事業の年間延べ利用児童数見込	提出不要
	専用部屋がある場合、その平面図	
7 保育所等地域活動事業	保育所等地域活動事業計画書（事業申請様式）	提出不要
	年間行事予定表	補助金交付申請時（10月）提出
8 1、2、4、5、6の事業	特別保育事業職員調書※一部で可	提出不要

16

延長保育促進事業については、勤務表は提出不要ですが、運営規程は4月分実績報告時に提出してください。

一時預かり事業については、利用児童数見込、平面図ともに提出不要です。

保育所等地域活動事業については、事業計画書は提出不要ですが、年間行事予定表は10月の補助金交付申請時に提出してください。

また、特別保育事業職員調書についても提出不要です。

2 職員配置について（つづき）

（3）幼保連携型認定こども園における職員配置の特例（経過措置の延長）

幼保連携型認定こども園の職員配置について、令和6年度末までの経過措置として、幼稚園教諭免許又は保育士登録のいずれかしか受けていない職員を配置できる特例が設けられていますが、法改正により経過措置期間が延長されました（法改正に伴う条例改正については、現在審議中です）。改正により、経過措置期間は、副園長又は教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭が令和8年度末、保育教諭及び講師が令和11年度末までとなります。

ただし、国通知により、これらの職員は、経過措置期間中に、取得していない資格の取得に努めることを前提として、園児の教育及び保育に従事できることとされていますので、可能な限り早期に、幼稚園教諭免許及び保育士登録の両方を取得させるよう努めてください。

経過措置期間中に認められている職員資格

根拠法令等	対象となる職員	本来の職員資格	経過措置期間中に認められている職員資格	期間
認定こども園法 附則第5条	主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事する者）	幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者でなければならない	幼稚園の教諭の普通免許状を有する者又は保育士登録を受けた者（いずれかでもよい）	10年間（令和6年度末） ⇒主幹保育教諭・指導保育教諭：12年間（令和8年度末） ⇒保育教諭・講師：15年間（令和11年度末）
市条例 附則第4条	園児の教育及び保育に直接従事する副園長又は教頭	幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者	幼稚園の教諭の普通免許状を有し、又は保育士登録を受けた者（いずれかでもよい）	10年間（令和6年度末） ⇒12年間（令和8年度末）

※認定こども園法 … 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）
市条例 … 青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年青森市条例第28号）
国通知 … 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて

★市では、幼保連携型認定こども園が負担する下記の経費に対する補助金を交付しておりますのでご利用ください。
・幼稚園教諭免許を有しているが、保育士資格を有していない方の保育士資格取得に要する経費
・保育士資格を有しているが、幼稚園教諭免許を有していない方の幼稚園教諭免許取得に要する経費
（詳しくは子育て支援課へご相談ください。）

17

幼保連携型認定こども園の保育教諭等について、法改正に基づく条例改正により、幼稚園教諭又は保育士のいずれかを保育教諭等として配置することができる特例期間が延長になりました。

配置できる期間は、副園長又は教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭については、令和8年度末まで、保育教諭及び講師については令和11年度末までとなります。ただし、可能な限り早期に、幼稚園教諭免許及び保育士登録の両方を取得させるよう努めてください。

なお、市では、資格取得に係る経費に対する補助金を交付しておりますので、子育て支援課へご相談ください。

2 職員配置について（つづき）

（４）幼稚園型認定こども園における職員配置の特例（経過措置）

平成30年度以前に開設した幼稚園型認定こども園の職員配置について、令和5年度末までの経過措置が設けられていましたが、法改正及び条例改正に伴い、令和8年度末まで期間が延長されました。

この経過措置により、子育て支援員や小学校教諭等を補助者等として配置することができますが、**人数等の制限があります**ので、注意してください。

また、この経過措置は、国の基準で定められた特例なので、今後、国の基準改正により特例が廃止された場合は、この経過措置も終了します。**可能な限り早期に、本来の教育・保育従事者である幼稚園教諭若しくは保育士又は両方の資格を有する者を配置してください。**

なお、当該職員を新規に雇用し配置する場合は、市への届出が必要となります。

経過措置の概要

根拠法令	適用要件等	措置	人数等の制限
幼保以外基準告示 附則第3項	登園又は降園の時間帯その他園児が少数である時間帯において、年齢別配置基準により必要な職員が1人となる場合	職員のうち1人は、都道府県知事が認める者（子育て支援員等）とすることができる	常時配置が必要な2人のうち1人
同告示附則 第4項・第8項	満3歳未満の子ども及び満3歳以上の子どもの教育標準時間以外の保育に従事する者	保育士に代えて、幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭とすることができる	これらの措置により配置する職員の総数（保育士に代えて配置する看護師等含む）は、年齢別配置基準により置くべき職員の3分の1以内
同告示附則 第5項・第8項	満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者	幼稚園教諭又は保育士に代えて、小学校教諭又は養護教諭とすることができる	
同告示附則 第6項・第8項	1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の総数を超える場合	（開所時間を通じて必要となる職員総数）－（利用定員に応じて置かなければならない職員数）の範囲で都道府県知事が認める者（子育て支援員等）とすることができる	

「幼保以外基準告示」…就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第2号） 18

幼稚園型認定こども園の教育・保育に直接従事する職員については、令和8年度までの経過措置として、子育て支援員等を配置することができる特例があります。この特例は、平成30年度以前から幼稚園型認定こども園だった施設に限ります。ただし、国の特例が廃止された場合、この経過措置も終了します。

可能な限り早期に、本来の教育・保育従事者である幼稚園教諭若しくは保育士又は両方の資格を有する者を配置してください。

なお、当該職員を新規に雇用し配置する場合は、市への届出が必要となりますので、子育て支援課へお問合せください。

3 設備及び運営基準について

(1) 食事の外部搬入を行う場合の栄養士による配慮について

施設・事業所が園児に食事を提供する場合、一定の要件を満たせば、施設外で調理し、搬入することができます。

この要件の一つとして、「栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること」とされています。

今般、栄養士法が改正され、管理栄養士養成施設卒業者は栄養士免許の取得が不要になったことに伴い、国の基準が改正され、上記の規定中、「栄養士」が「栄養士又は管理栄養士」に変更となります。

対象施設・事業所

市条例	対象施設・事業所
青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	保育所
青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例	幼保連携型認定こども園
青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	小規模保育事業所
青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例	幼稚園型認定こども園 保育所型認定こども園

19

設備及び運営基準について説明します。

食事の外部搬入を行う場合の栄養士による配慮についてです。

園児の食事の提供については、一定の要件を満たせば、施設外で調理し、搬入することができることとされています。

この要件の一つとして、「栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること」とされています。

今般、栄養士法が改正され、管理栄養士養成施設卒業者は栄養士免許の取得が不要になったことに伴い、上記の規定中、「栄養士」が「栄養士又は管理栄養士」に変更となります。

3 設備及び運営基準について（つづき）

（2）小規模保育事業所の連携施設について

小規模保育事業者は、保育内容支援、代替保育、卒園後の受け皿に係る連携施設として、保育所、幼稚園又は認定こども園のいずれかを設定する必要があります。

特例として、「連携施設」の設定が困難であると市が判断した場合には、令和6年度末までは連携施設の設定を求めないことができる経過措置が設けられています。

国の基準改正により、この経過措置期間が令和11年度末まで延長されます。

また、代替保育については、連携施設の設定が困難であると市長が認める場合は、連携先として小規模保育事業者等を設定できることとされていましたが、保育内容支援についても、同様の取扱いに変更されます。

連携施設の役割

項目	内容
保育内容支援	集団保育の機会の提供及び保育の適切な提供に関する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うもの
代替保育	職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、家庭的保育事業者等に代わって保育を提供するもの
卒園後の受け皿	卒園後の満3歳以上児に対し継続的に必要な教育・保育を提供するもの

20

小規模保育事業所の連携施設についてです。

小規模保育事業者は、保育内容支援、代替保育、卒園後の受け皿に係る連携施設として、保育所、幼稚園又は認定こども園のいずれかを設定する必要があります。

特例として、「連携施設」の設定が困難であると市が判断した場合には、令和6年度末までは連携施設の設定を求めないことができる経過措置が設けられています。

国の基準改正により、この経過措置期間が令和11年度末まで延長されます。

また、代替保育については、連携施設の設定が困難であると市長が認める場合は、連携先として小規模保育事業者等を設定できることとされていましたが、保育内容支援についても、同様の取扱いに変更されます。

4 認可・認定・確認事項等の変更に伴う手続きについて

(1) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の確認に係る利用定員の変更について

- ・年度途中の利用定員変更が可能です。
- ・3号認定のうち、0歳及び1、2歳の内訳が変わるだけの場合は利用定員変更の申請・届出は不要ですが、第3期青森市子ども・子育て支援事業計画に影響がありますので、任意の様式で報告してください。

<注意点>

- ・利用定員の減少に係る届出は、変更日の3か月前までに提出してください。
- ・利用定員の増加申請に提出期限はありませんが、審査に数週間から1か月程度の時間を要するため、余裕を持って提出してください。
- ・入所者数と利用定員数が恒常的に乖離している等、利用定員設定が実態にそぐわない場合、委託料・給付費の減算や単価の低下に繋がりますのでご注意ください。
- ・変更日時時点で入所（見込）者数が利用定員数を上回っている場合は、適正な利用定員の設定を指導することがあります。
- ・利用定員合計に変更がなくても、教育・保育給付認定の号ごとの利用定員の増減がある場合は、申請・届出が必要です。

<利用定員変更に関連する変更事項について>

- ・利用定員を変更する場合は、利用定員の記載がある「運営規程」、「園則」、「重要事項説明書」等の変更も必要です。
「運営規程」及び「園則」を変更した場合、確認事項及び認可・認定事項の変更に係る手続きが必要となります。

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の確認に係る利用定員は、年度途中の変更が可能です。

利用定員の減少については、変更日の3か月前までの届出が必要です。

利用定員の増加については、提出期限はありませんが、事前に審査がありますので、余裕をもって提出してください。

また、実態にそぐわない定員設定としている場合、委託料や給付費の減算や単価の低下に繋がることがあります。

4 認可・確認事項等の変更に伴う手続きについて（つづき）

（２）その他の認可・確認事項の変更について

利用定員の変更のほか、以下の事項に変更があった場合も、届出等が必要となります。

- 提出書類等の手続きの内容は、施設類型や変更内容により異なります。
青森市のホームページに様式を掲載しておりますので、ご確認ください。
https://www.city.aomori.aomori.jp/sangyo_koyou/jigyosha/1004937/1004972.html

<注意点>

内容によっては、変更の前に手続きが必要となるものがありますので、手続が漏れることがないようにご注意ください。

<参考：変更に伴い手続きが必要となる項目（例示）>

項目	変更内容	提出時期
施設・法人	名称変更、住所変更	変更する内容により異なる
職員	園長・施設管理者、理事長・代表者、役員（法人の理事・監事）	
運営規程	職員の役職・人数、開園日・時間等、実費徴収の内容・金額、利用定員など、運営規程に規定する内容	
不動産（土地・建物）	土地・建物の取得、園舎の増改築、 部屋割りの変更	
利用定員	定員の増加	増加する前
	定員の減少	減少の3か月前まで

22

利用定員以外にも、認可・認定事項、確認を受けた事項に変更がある場合は、届出等が必要です。

部屋割りの変更（乳児室と保育室を入れ替える場合など）についても、事前に認可事項の変更届の提出が必要です。

様式や必要書類の一覧は青森市ホームページで公開しておりますので、ダウンロードしてご使用ください。

5 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

（1）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の事業概要について

事項	概要
対象となるこども	青森市に在住する0歳6か月～満3歳未満の保育所等(※)に入所していないこども(※)保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所、企業主導型保育事業所(企業主導型保育事業所以外の認可外保育施設に通うこどもは対象)
実施施設	保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所、認可外保育施設(開所日、開所時間、利用定員、給食提供は施設で設定)
利用時間	こども1人あたり月10時間を上限 ・当月分で余った利用時間を翌月に繰り越すこと、翌月分を繰り上げての利用は不可 ・1時間単位での利用とし、1時間未満の利用は1時間とみなす
利用料金	こども一人1時間当たり300円程度を標準とし、各乳児等通園支援事業所において設定した額を利用者負担とすることができる
事業実施方法	一般型：利用定員を設定し専従職員を配置して実施 余裕活用型：在園児数が利用定員を満たしていない場合、空き定員数の範囲内で実施
職員配置・設備基準	一般型：一時預かり事業と同様の基準を満たすこと ※子育て支援員1名の配置可能 余裕活用型：施設類型ごとの設備及び運営に関する基準を満たすこと
こどもの確認方法(申込)	子育て支援課窓口にて利用認定申請書を提出 → 市で利用対象可否を確認し、結果を申請者へ送付
利用申込等	国が構築する「総合支援システム」の利用を予定
補助基準額	こども1人あたり1時間 ・0歳児 1,300円 ・1歳児 1,100円 ・2歳児 900円 ・障がい児受入加算 400円 ・医療的ケア児受入加算 2,400円

23

乳児等通園支援事業についてです。
令和7年度からの事業概要は記載のとおりです。
その他の留意事項についてお知らせします。

- 本事業の実施に当たり、開所日、開所時間、利用定員、利用料金、給食提供の有無は各施設で設定します。
- 事業実施方法は、令和7年度から一般型と余裕活用型の2つの方法で実施します。
一般型は、利用定員を設定し、専従職員を配置して実施する事業
余裕活用型は、在園児数が利用定員を満たしていない場合、空き定員数の範囲内で実施する事業です。
どちらの方法で実施するかは各施設で選択します。
- 利用申込等は、国が構築する「総合支援システム」を利用する予定です。

5 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について（つづき）

（2）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可について

認可基準は下記のとおりです。

（一般型乳児等通園支援事業）

一般型乳児等通園支援事業所は下記の認可基準を遵守すること。

○職員配置基準

①乳児等通園支援事業者の数

- ・満1歳未満の乳児 おおむね3人につき1人
- ・満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人

②従事者の半数以上は保育士とし、2人を下ることはできない。

ただし、次の要件のいずれか該当する場合は職員を1名とすることができる。

- ・乳児等通園支援事業と保育所等が一体的に運営されている場合であって、当該保育所等の職員による支援を受けることができ、かつ、専ら当該事業に従事する職員が保育士であるとき
- ・当該事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において事業が実施され、かつ、当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき

※一般型については、子育て支援員1名の配置が可能です。

24

次に、乳児等通園支援事業の認可基準についてご説明します。

令和7年度から、乳児等通園支援事業は児童福祉法に基づき、実施に当たっては認可が必要となります。

一般型の認可基準のうち、職員配置基準については記載のとおりです。

なお、一般型については、子育て支援員1名の配置が可能です。

5 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について（つづき）

○設備・面積基準

①面積基準

- | | | |
|-----------|-------------------|---------|
| ・乳児室 | 乳児又は満2歳未満の幼児1人につき | 1. 6.5㎡ |
| ・ほふく室 | 乳児又は満2歳未満の幼児1人につき | 3. 3㎡ |
| ・保育室又は遊戯室 | 満2歳以上の幼児1人につき | 1. 9.8㎡ |

②保育室等を2階に設置する場合の基準

保育等を二階に設ける建物は、次の1、2、3の要件に該当するものであること。

1. 建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること
2. 次の表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号 又は 同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路 又は これに準ずる設備 4 屋外階段

3. 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

25

次に、設備・面積基準については記載のとおりです。

以上が、一般型の職員配置及び設備・面積基準です。

5 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について（つづき）

（余裕活用型乳児等通園支援事業）

余裕活用型乳児等通園支援事業実施事業所については、下記のとおり各施設類型ごとの設備及び運営に関する基準を定める条例等を遵守すること。

類型	条例
保育所	青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
幼稚園型認定こども園 保育所型認定こども園	青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例
幼保連携型認定こども園	青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
小規模保育事業所	青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

26

余裕活用型乳児等通園支援事業の基準については、表にあるとおり、各施設類型ごとの設備及び運営に関する基準を定める条例を遵守することとされています。

また本事業は、令和7年度から第二種社会福祉事業に分類されるため、定款への記載が必要となります。事業開始日までに、定款変更の手続きをしてください。運営規程についても、本事業の運営規程の策定が必要とされていますので、こちらも事業開始日までに策定してください。

以上が、乳児等通園支援事業の概要と認可基準となります。認可申請に当たっては、それぞれ設備・面積基準、職員配置基準を満たしているか確認のうえ、申請してください。

なお、今後の募集スケジュールについては、決まり次第お知らせします。

6 医療的ケア児の受け入れ等に関するガイドラインについて

(1) ガイドラインの策定について

令和7年2月、医療的ケア児の保育所等での円滑な受け入れのため、「保育所等における医療的ケア児の受け入れ等に関するガイドライン」を策定しました。

今後、医療的ケア児の利用相談や受け入れまでの流れ、受け入れ後の対応などについて、このガイドラインを活用いただくようお願いします。

(2) 概要

項目	内容
第1 保育所等で実施する医療的ケアの基本的事項	1. 医療的ケアの定義 2. 医療的ケアの対応者と内容 3. 対象児童 4. 対象施設
第2 医療的ケア児の受け入れまでの流れ	1. 全体的な流れ 2. 利用相談から利用開始までの対応 ①利用相談 ②医療的ケア実施申請 ③保育所等の見学・面談等 ④医療的ケア実施に係る受け入れ可能性の検討 ⑤利用申込み ⑥利用調整(2・3号認定子どもの場合) ⑦実施指示書の作成 ⑧保育所等での面談 ⑨利用決定 ⑩利用開始 ⑪利用日及び利用時間 ⑫慣らし保育について
第3 保育所等での受け入れについて	1. 医療的ケア児の保育の実施 2. 医療的ケアを安全に実施するための体制 3. 緊急時及び災害時の対応
第4 保護者の了承事項等	1. 保育所等の利用日及び利用時間 2. 医療的ケアの実施について 3. 慣らし保育について 4. 体調管理及び保育の利用中止等 5. 緊急時及び災害時の対応等 6. 情報の共有等 7. その他
第5 医療的ケア実施の継続について	1. 医療的ケア実施の継続の確認 2. 医療的ケアの内容及び実施体制の変更 3. 保育所等における医療的ケア実施の継続が困難な場合の対応
第6 関係機関との連携	各関係機関との連携事項等

27

令和7年2月、医療的ケア児の保育所等での円滑な受け入れのため、「保育所等における医療的ケア児の受け入れ等に関するガイドライン」を策定しました。

今後、医療的ケア児の利用相談や受け入れまでの流れ、受け入れ後の対応などについて、このガイドラインを活用ください。

ガイドラインや様式は、市のホームページでご確認ください。

7 その他の運営事項について

(1) 事故防止及び事故発生時の対応について

○事故発生の防止

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所における事故の発生又は再発の防止のため、下記の措置を講じてください。

- ・事故が発生した場合の対応等を記載した事故発生の防止のための指針の整備
- ・事故が発生した場合等に、それが報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制の整備
- ・事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと

○事故が発生した場合の対応

事故が発生した場合は、下記の対応を取ってください。

- ・速やかに市、子どもの家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じること
- ・事故の状況及び事故に際してとった処置について記録すること
- ・賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと

※事故が発生した場合の市への報告については、次ページをご確認ください。

令和6年1月1日以降の報告について、意識不明事故等、報告対象となる重大事故の定義が明確化されました。（次ページ「報告対象範囲」のとおり）

※事故発生の防止及び事故発生時の対応については、国の「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時のガイドライン」等も参照してください。

(URL: <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/>)

28

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所における事故発生の防止のための指針の整備等を行ってください。

事故が発生した場合は、速やかに市、子どもの家族に連絡するなど、必要な措置を講じてください。

国のガイドライン等も参照し、事故発生の防止に努めてください。

7 その他の運営事項について（つづき）

事故が発生した場合、市（子育て支援課）への報告が必要です。

また、社会福祉施設等において感染症・食中毒が発生した場合も、市（子育て支援課）への報告が必要となりますので、併せてお知らせします。

	事故報告	感染症等報告
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設(保育所、認定こども園、幼稚園) ・特定地域型保育事業 ・延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 ・認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業 等 	
報告対象	重大事故(令和6年1月1日以降報告分) ①死亡事故 ②意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの) ③治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故	①同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者または重篤患者が1週間内に2人以上発生した場合 ②同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10人以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ③上記①②に該当しない場合でも、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、施設長が特に報告を必要と認めた場合
報告期限	第1報:原則事故発生当日(遅くとも翌日) 第2報:原則1か月以内程度	報告対象となる場合に該当した日から、該当しなくなるまで毎日
報告様式	市ホームページに掲載 https://www.city.aomori.aomori.jp/sangyo_koyou/jigyosha/1004937/1004971.html	

29

事故報告及び感染症報告は、事由が発生し次第速やかにご提出ください。

令和6年1月1日以降の事故報告の対象となる重大事故の定義が、①死亡事故、②意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)、③治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故と明確化されました。

また、事故報告の様式も改正されました。様式は市のホームページでご確認ください。

7 その他の運営事項について（つづき）

（2）保育士登録証の変更手続の徹底



保育士が結婚等により**氏名や本籍地都道府県等の変更があった場合、保育士登録証の書換えが必要**です。

※書換え後の新しい保育士登録証が交付され次第、写しを市（子育て支援課）に御提出ください。

1 保育士登録証の記載事項

- ①氏名（※令和2年6月15日から「旧姓及び通称名の併記」が可能となっています。）
- ②生年月日
- ③登録番号及び登録年月日
- ④本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍）
- ⑤指定保育士養成施設の卒業者又は保育士試験の合格者のいずれに該当するかの別及びその年月



2 書換えの手続

登録事務処理センター（社会福祉法人 日本保育協会）のホームページ参照。
（交付は1～2か月後となります。新しい保育士登録証が交付されしだい、子育て支援課に写しを提出してください。）

《参考》 根拠法令

児童福祉法施行令（昭和三十二年政令第七十四号）

第十七条 保育士は、保育士登録証（以下「登録証」という。）の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、登録証の書換え交付を申請しなければならない。

② 前項の申請をするには、申請書に申請の原因となる事実を証する書類及び登録証を添え、これを登録を行った都道府県知事に提出しなければならない。

30

保育士の結婚等により下記保育士登録証の記載事項に変更が生じた場合は、保育士登録証の書換えが必要です。

書換え後の新しい保育士登録証が交付され次第、写しを子育て支援課にご提出ください。

書換えの手続きについては登録事務処理センター（社会福祉法人 日本保育協会）のホームページをご参照ください。

○保育士登録証の記載事項

- ①氏名（※令和2年6月15日から「旧姓及び通称名の併記」が可能となっています。）
- ②生年月日
- ③登録番号及び登録年月日
- ④本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍）
- ⑤指定保育士養成施設の卒業者又は保育士試験の合格者のいずれに該当するかの別及びその年月

7 その他の運営事項について（つづき）

（3）ここdeサーチについて

子ども・子育て支援法施行規則が改正され、令和7年度から、「保育所等の経営状況の継続的な見える化」として、ここdeサーチを活用し、特定教育・保育施設設置者等経営情報の県への報告、情報公開を行うこととなる予定です。
国から通知等がありましたら、お知らせいたします。

【特定教育・保育施設設置者等経営情報の情報公開について（予定）】

○県知事への報告項目

- ・施設等の収益及び費用に関する事項
- ・施設等の職員の人員数に関する事項
- ・施設等の職員の給与等に関する事項 等

○情報公開項目

- ・施設等の収益に対する人件費の割合
- ・施設等の職員の職種別人員数
- ・施設等の職員に係る標準的な給与体系 等

【ここdeサーチについて】

- ・利用者の選択に資する教育・保育施設を検索・閲覧できるシステムです。
- ・掲載されている施設・事業所の情報に変更があった場合は、事業者の皆様はシステムで情報更新していただく必要があります。（利用定員など、事業者が更新できない一部の情報は市が更新します。）掲載情報に変更がない場合も、年に1回は更新作業が必要です（内容を確認しボタンを押すだけ）。
- ・ここdeサーチに掲載されている施設・事業所の情報が最新の内容になっているか確認いただき、修正が必要な場合は、システムで修正をお願いします。

ここdeサーチURL：<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/ANN010100E00.do>

31

子ども・子育て支援法施行規則が改正され、令和7年度から、「保育所等の経営状況の継続的な見える化」として、ここdeサーチ(子ども・子育て支援情報公表システム)を活用し、特定教育・保育施設設置者等経営情報の県への報告、情報公開を行うこととなる予定です。

国から通知等がありましたら、お知らせいたします。

なお、ここdeサーチ(子ども・子育て支援情報公表システム)については、毎年度情報更新が必要ですので忘れないようにしてください。

7 その他の運営事項について（つづき）

（４）保育所等における不適切な保育及び虐待の未然防止

不適切な保育及び虐待の未然防止のため、下記１～３にもご注意ください。

1 職員の負担軽減に資する運用上の見直し等（国による例示）

①保育所保育指針等において、長期的な指導計画と短期的な指導計画の２種類の計画を作成するよう示されているが、年単位・期単位・月単位・週単位・日単位の全ての計画を作成する必要はないこと

②園児の記録のうち、記載内容が重複するものは、可能であれば同一の様式とするなど見直しすること

③働き方の見直しや業務内容の改善を行うこと

※参考「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」（令和３年３月）

URL：https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/4f505001/20231016_policies_hoiku_83.pdf

2 苦情等への誠実な対応

苦情の受付・処理・解決体制に基づき、苦情があった場合は、受付から解決に至るまでの記録を整備し、施設全体（組織）として速やかに必要な事実確認を行い、適切かつ誠実に苦情対応を行うこと。

特に、保護者等からの苦情や職員から施設長・主任保育士等に対し不適切な保育等が疑われる事案等の情報提供があった場合には、保育等サービスの質の向上を図り、早い段階で改善を促し、不適切な保育や虐待を未然に防止するための好機と捉え、組織的に対応し、速やかに必要な改善措置を講じること。

3 青森市相談窓口の周知

職員が保育所等において行われる保育に対して違和感を覚えた場合は、青森市子育て支援課に相談できることを職員に周知すること。

また、保護者の苦情については、各施設で適切な解決に努めるべき事項であるが、保育所等に相談しづらい等の場合も、子育て支援課に相談いただけることを、掲示等により保護者に周知すること。

【相談先】

青森市福祉部子育て支援課（青森市新町一丁目3-7 青森市役所駅前庁舎2階）

電話：017-734-5421 ファクス：017-722-5678 メール：hoiku@city.aomori.aomori.jp

33

不適切な保育及び虐待の未然防止のため、1職員の負担軽減に資する運用上の見直し等、2苦情等への誠実な対応、3青森市相談窓口の周知にもご注意ください。